



ふ・わ・あい

あなたは一人じゃない。



支える人がいて、支えられる人がいる。

「助け合う」という言葉は、とても温かい言葉だと思います。

そこには「人」がいて、「人」がいる。けっして一人じゃない。一人にさせない。

「困ったときはお互いさま」の精神から始まった赤い羽根の募金活動。

世の中の、誰もがしんどい今こそ、そのチカラを発揮するときです。

意志あるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金
のお願い

共同募金は、戦後間もない昭和22(1947)年に、市民が主体の民間運動として始まりました。

当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律(現在の「社会福祉法」)に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ」として、取り組まれています。

白鷹町共同募金委員会では、これまで区や町内、子ども育成会が管理運営していた児童遊園地の遊具の補修費や、チャイルドシート・ジュニアシートを購入し、必要な方へのレンタル、また町内で開催しているサロンの運営に共同募金を配分しています。また、荒砥高等学校の生徒による除雪ボランティアの活動にも使われています。

歳末たすけあい運動は、誰もが安心して年末年始を過ごすことができるよう年末の時期に募金活動を行い、民生委員・児童委員と連携して、支援が必要とされる方などに活用するものです。募金活動の期間は、12月の1か月として実施しています。今年もぜひご協力をお願いします。



この広報誌には、赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

赤い羽根共同募金に関するQ&A

①「赤い羽根共同募金」の羽根は、なぜ赤色？

「赤い羽根」は、勇気と良い行いのシンボルだからです。

アメリカの原住民は、いろいろな色の羽根飾りを頭などにつけていましたが、羽根には色によって意味がありました。

勇気のある行いや、良いことをした人が、「赤い羽根」をつけていたといわれています。

②「赤い羽根共同募金」はいつから始まったの？

日本の「赤い羽根共同募金」は、今から70年以上前の1947年にはじまりました。

太平洋戦争が終わって、焼野原でたくさんの人たちが苦しんでいる中で、助けあいの「赤い羽根共同募金」が始まりました。最初は、戦争で家や家族を失った子どもたちのために、寄付が役立てられました。誰もが苦しい生活でしたが、5億円をこえる寄付が集まりました。

③「赤い羽根共同募金」のお金は、どんなことに使われるの？

1人で暮らしているお年寄りの話し相手になったり、障がいのある人が出かけるお手伝いをしたり、私たちの住む町で助けが必要な人たちのために使われます。

1人で暮らしているお年寄りは、1日中、だれとも会わないで過ごすことがあります。

車いすが必要な人や、目の見えない人は、買い物に出かけるのもひと苦労です。

災害が頻繁に起こる日本では、突然の災害で暮らす所がなくなってしまう人もいます。

「赤い羽根共同募金」は、私たちの住む町で助けを必要としている人たちのために活動するボランティア団体などに助成しています。

④どうして「赤い羽根共同募金」をするの？

私たちの住む町には、お年寄りや障がいのある人、子育て中の人など、暮らしていくのに助けが必要な人たちがいます。みんなが暮らしやすくなるお手伝いをするために、みんながちょっとずつ助けあう。それが「赤い羽根共同募金」です。

助けが必要な人たちのために、いろいろなボランティア団体などが活動しています。活動に必要なお金を1人で出すのは大変なことだけど、みんながちょっとずつ寄付すれば、より多くのお金が集まって、たくさんの方が活動にかかわることが出来ます。

また、ボランティア団体などがバラバラに募金活動をする、どこへ寄付すれば良いか迷ってしまうので、「共同募金」としてまとめて募金活動をして、共同募金会が審査して必要なところに助成をしています。

Q どのような募金方法がありますか？



戸別募金・・・各家庭に呼びかける募金

法人募金・・・法人の社会貢献として呼びかける募金

街頭募金・・・街頭に立って呼びかける募金

店頭募金・・・公共施設等に設置されている募金箱に行く募金

個人募金・・・事務局に直接寄付を行う募金

※ショッピングセンター「スピカ」店舗内で、今年も店頭に募金箱を設置しています。ご協力をお願いします。

一般会費として3,843世帯、賛助会費は71企業からご協力をいただきました。

皆さまからいただきました会費は、貴重な財源として、高齢者や子ども、障がいのある方などに対する様々な福祉活動に大切に活用させていただきます。

会費並びに賛助会費にご協力ありがとうございます

一般会費 合計 4,611,600円

蚕桑地区	876,000円
鮎貝地区	1,021,200円
荒砥地区	1,071,600円
十王地区	406,800円
鷹山地区	403,200円
東根地区	832,800円

賛助会費 合計 435,000円

【貳万円】 2社
しらたか調剤薬局・高忠電器

【壹万円】 23社

（株）朝日観光タクシー・（株）川崎精工・（株）丸ト建設
・（株）大嶋緑地造園・（株）佐藤燃料店・（医）仁鷹会
新野医院・（株）鈴木工務店・佐藤製作所・加藤精
肉店・（医）聰明会・（有）三和製作所・（株）ニクニ白
鷹・（株）白鷹タクシー・大伸建設（株）財白鷹町ア
ルカディア財団・（有）丸川畜産・サイクルシヨッ
プマツオカ・（有）小口自動車整備工場・（有）粕谷金
物店・清野モーターズ・（株）ハヤタ製作所・（株）佐
藤防災・山形よいこのくに社・衣袋建設（株）

【五千円】 23社

（有）梅津印刷・（株）西塚管工事店・（株）尚古堂・工
藤昭二司法書士事務所・日本GT（株）山形工場
・（株）アールステイ山形・（有）山栄測量設計・
迎田自動車整備工場・（有）十王調剤薬局・
めがね魚店・日本サーモ（株）山形工場・（株）ク
リーン総業・ヤマシチ・テルス（株）・Y S K
遠藤商店・ニシキヤ家電・白鷹電気工事（株）・
（有）齋藤総建・ものづくり実験室モノラボ・
日本・アルカディア・ネットワーク（株）・ソ
ック（株）・（株）データシステム米沢・（株）文下屋

【参千円】 11社

（有）海老名教材・（株）マルヤス・花菱縫製（株）
白鷹工場・鈴木米穀店・（有）萩野工機・（株）ヤ
マラクフーズ白鷹営業所・ひぐち・（有）松下
商店・高橋茶舗・（株）山形銀行荒砥支店・A
L S O K 山形（株）

【貳千円】 5社

山形中央信用組合荒砥支店・清水屋酒店・
JA山形おきたま農業協同組合・（株）ウエル
ランド・タカノ食品（株）山形営業所

【壹千円】 7社

のどか村・（株）ヘルズしらたか・（株）きらやか
銀行荒砥支店・サンワールド山形・（株）サン
十字・（株）メコム米沢支店・（有）山形こどもの
とも社

（敬称略・順不同）

（R2・7・15～10・5までの分）



古切手のご協力感謝申し上げます



（R2.7.2～9.30までの分）（順不同）

迎田自動車整備工場 様
花菱縫製（株）白鷹工場 様
西塚管工事店（株）様
白鷹町立蚕桑小学校 様
竹田恵美様
山田節子様
匿名4名 様

丸ト建設（株）様
（有）どりいむ農園 様
共栄建運（株）様
学校法人白鷹学園 白鷹高等専修学校 様
義弘様
小林久様
板垣とみ子様

サイクルショップマツオカ 様
（有）佐藤製作所 様
白鷹町立白鷹中学校 様
芳賀吉弘様
菅野志郎様

大木せつ様
迎田はる江様

古切手の種類と切り方

- どんな切手でもOK！（日本・外国・記念切手）
- 古切手のまわり1cmを残しハサミをいれます。

☆窓口に古切手をお持ちいただいた方には、ストラップをお渡ししています。

古切手は、神戸市にある「誕生日おめでとう運動本部」に送付しています。こちらは、知的障がい者のためのイベント開催や、広報を行っている団体です。また、古切手を利用してストラップやしおり等を作成し、バザーで販売しています。



あたたかいご寄付をありがとうございました

〈R2.7月2日～9月30日まで〉〈順不同〉

【善意銀行等へ】	匿名 10,000円
【居宅介護支援事業所へ】	匿名 1,000,000円
【さくらの保育園へ】	
有限会社丸川畜産 様	牛肉 10キロ
横山 聡 様	とうもろこし 150本
梅津 悠 様	かぼちゃ 16個
匿名	20,000円
【ひがしね保育園へ】	
有限会社丸川畜産 様	牛肉 4キロ
曹洞宗 金峯山 永泉寺 様	七夕飾り用の竹
東根地区婦人会 様	タオル 17枚
小山沢区 様	園敷地内の除草作業
県森林整備課 様	県産木製積み木 2箱
匿名	20,000円
【放課後児童クラブへ】	
横山 聡 様	とうもろこし 30本

8月6日
たくさんいただきました



みんなで
いただきまーす



【令和3年度採用】
社会福祉協議会職員(正規)募集
事務局職員を1名採用予定です。
詳細は、本会ホームページ、または10月の町報をご覧ください。

除雪ボランティア

募集

■募集期間 12月1日～令和3年3月上旬まで(随時募集)

■募集対象 個人及び企業・団体・学校(グループ単位)など

◇活動内容

75歳以上の高齢者世帯等を対象とした、人力による玄関口や住宅周り(家や軒下周辺)の除排雪

※基本として屋根の雪下ろしは行いません。

ただし、活動していただくボランティアの意向を踏まえ、対応いただく場合もあります。

1月中旬から3月上旬の期間です。

具体的な活動日については、積雪の状況等を判断し決定します。

※ただし、降雪・積雪状況、ボランティア登録状況などにより

活動の機会がない場合もありますので、ご了承をお願いします。

新規のサロンがスタート！



横町ほっとサロン！

8月4日（火）、荒砥横町に新たなサロンが開設されました。横町の住民の方々が「気軽に集まれる場所が欲しいね」「居場所があってもいいよね」等。そんな思いからサロン開設の準備を進めてきました。当初開設は4月としていましたが、コロナ禍の影響もあり、開設は見送られることになりました。開設までの間、安全に開設

することができるよう何度か話し合いを行ってきました。また参加者全員が役割をもち、みんなで楽しみながら運営できるようにしていくための確認を行い、開設時期を探っていました。

いよいよ待ちに待った開設日です。この日は、荒砥第2区の区長も参加され、保健師よりコロナ禍において私生活の中で気をつけていかなければならないことや、日常の中で簡単にできる体操を教えていただき、椅子に座ってもできる体操をみんなでやったところでした。

コロナ禍ではありますが、検温、手洗い、手指消毒、マスク等自分たちができることを心がけながら、どのように取り組むとサロンでみんなが楽しむことができるかを考えています。

ふれあい・いきいきサロンの

輪を広げよう！

地域の高齢者などが気軽に集まり、楽しいひと時を過ごす場を開いてみませんか。地域の介護予防の拠点として機能する活動が、ふれあい・いきいきサロンです。

高齢者の世代になっても、いきいきと地域の中で暮らしていけるように、仲間づくり・生きがいづくりの場は欠かせません。

サロンが開設されると、人と人のつながりが生まれ、地域で支え合うことにつながり、地域の福祉力が高まります。

まだ開設していない地域で、開設について検討されておりましたら、ぜひお問合せください。

スポーツの秋



10月2日（金）、老人クラブ連合会のグランドゴルフ大会が開催されました。会員が久しぶりに集まることができた喜びと、秋晴れの下、のびのびと活動できることができ、みなさん終始笑顔でプレーを楽しみました。次は、会長杯が10月28日に行われます。白鷹町の高齢者は、元気いっぱいです！

“非接触型体温計”好評貸出し中！

今はどこへ行っても、マスク・検温・手指消毒が3点セットになっていますね。個人ではなかなか入手していない、“非接触型体温計”を整備しました。サロンの開催などで必要な場合に対応し、貸し出しを行っております。ぜひ、ご利用ください。



各種相談窓口のご案内

～困った時は迷わず、すぐにご相談ください。

☎0238-86-0150

福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などで、福祉サービスを利用したいけど手続きが分からない方、お金の管理や引き出しが出来なくなってきたなど、日常生活に不安がある方の相談や関係機関へのつなぐお手伝いをしています。

【支援内容】

- 福祉サービス利用のお手伝い ○日常的な金銭の出し入れのお手伝い
○大切な書類等の預かり（貸金庫でお預かりします。）

※詳しい内容をお知りになりたい方、ご相談は社会福祉協議会までお問い合わせください。

生活困窮などに関する相談窓口

仕事のこと

- ・仕事が続かない ・仕事が見つからない
・働く意欲はあるが自信がない など

生活のこと

- ・社会にでるのが怖い
・今日食べる物が無い など
・周囲に頼れる人がいない など

お金のこと

- ・家計のことで悩んでいる
・家賃や公共料金の滞納がある
・収入と支出のバランスが崩れている など

健康のこと

- ・重い病気になってしまった
・こころの病気で働けなくなった など
・入院費用の支払いなどが不安 など

場 所／白鷹町健康福祉センター内

受付時間／午前8時30分～午後5時15分

相談窓口／西置賜地域生活自立支援センター

相談日／月曜日～金曜日（土日祝日を除く）

相談方法／事前予約をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による
休業や失業等でお悩みの方へ

～新型コロナウイルスによる特例貸付の申請期間の延長について～

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的または継続的に収入が減少した世帯を対象として、特例措置を設けています。申請期間が12月末日まで延長となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、収入減、失業等により日常生活の維持が困難になった世帯で、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯が、主な申請対象となりますので、詳しい内容をお知りになりたい方は、お問い合わせください。

なお、この制度は国の制度であり、その時々の方情に応じて改正されていくことをご了承ください。

① 緊急小口資金特例貸付

□貸付限度額 20万円以内 ※条件に該当する世帯の場合

□措置期間 1年以内 □償還期間 2年以内 □貸付利子・保証人 無利子・不要

☆コロナウイルスの影響前と後の収入を確認いたします。

② 総合支援資金特例貸付

□貸付限度額 単身世帯：月15万円以内 2人以上の世帯：月20万円以内

□貸付期間 原則3カ月以内（延長可）

□据置期間 1年以内 □償還期間 10年以内 □貸付利子・保証人 無利子・不要

☆コロナウイルスの影響前と後の収入を確認いたします。

☆失業、離職等の場合、それが確認できる書類が必要です。